**～　当院からのお知らせ　～**

**・長期処方について**

当院では、患者さんの状態に応じて28日以上の長期の処方を行うことが可能です。

（※長期処方が可能かどうかは、病状に応じて担当医が判断いたします）

**・時間外の対応について**

当院では、通院中の患者さんが、時間外に緊急の相談がある場合にも対応できるよう、「時間外対応加算３」という施設基準を満たす体制を整えています。そのような診療体制に対して、当院を受診される全ての方の毎回の診療について、保険点数2点が算定されます。

　時間外の診療体制は以下の通りです。

1. 月、火、水、金曜日の診療終了から午後10時まで

土曜日の診療終了から午後5時まで

　　・院内に掲示している病院携帯電話までお電話ください。

　　・万一、すぐに出られない場合は、留守番電話にメッセージを入れていただければ、

院長から折り返し電話で連絡いたします。

1. ①以外の時間帯及び休診日

・以下の病院にご相談、ご受診なさっていただくよう、お願いいたします。

**一橋病院**

　　　　　〒187-0045 東京都小平市学園西町1-2-25

　　　　　電話番号：042-343-1311

　　（中学3年生までの小児の方）

**東京都立小児総合医療センター**

　　　〒183-8561 東京都府中市武蔵台2-8-29

　　　　　電話番号：042-300-5111

**・一般名処方について**

　当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給にむけた取り組みなどを実施しています。

　現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

　後発医薬品の、ある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方※（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方を行うことにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

　一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、職員までご相談ください。

　ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※【一般名処方とは】

　薬剤の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることにより、供給が不足しているある薬剤、商品があっても、有効成分が同じである、他の複数の薬剤、商品が選択できるようになり、患者さんに必要な薬剤が提供しやすくなります。

一般名処方を行った場合、以下の保険点数が加算されます。

　　・一般名処方加算1：10点

　　・一般名処方加算2：8点

　　湯川医院

　　　　理事長　　湯川　義雄

　　　　院長　　　湯川　尚一郎